

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

新潟県 村上市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 市農業の現状

村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、面積は約117,426haで新潟県の総面積のおよそ9.3%を占め、県内最大の面積となっている。

本市の土地利用状況は、山林をはじめとした自然的土地利用の占める割合が高く、山林(93,245ha)、田(6,460ha)、畑(824ha)となっている。

農畜産物は「岩船産コシヒカリ」や「村上牛」に代表されるように、豊かな自然の恵みを受け、高品質で良食味を追求した独自のブランド形成に至っている。しかし、農地については、農業従事者の高齢化や後継者不足、近年増加している有害鳥獣被害等により、離農者が増加しており、今後の営農継続や農地保全が危ぶまれる地域も発生している。

また、農業・農村を取り巻く環境は、遊休農地の発生、多発する自然災害や資材等の価格高騰、新型コロナウイルス感染症などによる影響、国を挙げたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、持続可能な開発目標（SDGs）や食料安全保障に対する関心の高まり等により、大きく変化している。

今後は、地域計画の話し合い等を通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積・集約化を進め、認定農業者の育成や農業経営の組織化・法人化を目指すとともに、経営の体質強化に向けて、需要に応じた米生産と米に続く新たな経営の柱として園芸作物の導入や生産の拡大、他産業と連携した6次産業化、輸出やブランド化等による市産農産物の付加価値向上、グリーン・ツーリズムの取組などを推進する。

さらに、農業生産基盤の整備充実、AI、ICT等の先端技術を農業に活用するスマート農業の推進やGAP認証の取得の支援、土地利用型農業の活性化、農村や中山間地域等の振興と支援、遊休農地の解消・発生防止に努め、農業の自然循環機能の維持増進を図ることなど、各種施策・事業を総合的に実施する必要がある。特に、有害鳥獣被害対策は喫緊の課題であり、市有害鳥獣対策協議会を中心に、被害防止に向けた対策を検討し、総合的かつ効果的な施策を継続的に取り組んでいくことが重要である。

また、農業生産の基盤となる優良農地の確保については、農業振興地域整備計画に即し、地域における秩序ある土地利用の確保に努める。

2. 農業環境改善対策

本市の農業構造については、昭和40年代から市内及び隣接市町村への就労による兼業化が進み、稲作を中心とした土地利用型農業の担い手不足が深刻化してきている。

また、現在の農業情勢は、米価の下落など専業農家の経営を圧迫させる現状で、より一層のコスト低減と品質の向上が求められてきている。

こうした中で、平坦部を中心に、県営圃場整備事業による大区画圃場が整備され、低コスト生産を目標に掲げ、集落での土地利用に関する協議により効率的な土地利用が進みつつある。今後とも圃場整備事業と並行しながら集落営農の確立と効率の高い農地利用集積を図り、農地の流動化を推進する必要がある。

一方、中山間地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後

継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 農業経営発展の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業を業として選択し、生き生きとして魅力あるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにしながら農家も企業であるという経営感覚を養い、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

具体的な経営の指標は、村上市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、産業として成り立つ魅力ある農業を実現するためには、他産業並みの所得が得られる経営体を確保・育成することを基本とし、基幹的従事者が、他産業並みの労働時間（年間1,800～2,000時間程度）で、他産業並みの所得（年間400～500万円程度）を確保できる、モデル的な経営指標とし、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4. 推進体制

本市は、将来の村上市農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本条件等を考慮して、関係機関、団体、農業者が一体となって市の農業振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と企業的な経営感覚のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同じ。）が行う特例事業等の措置を総合的に実施する。

第1に、村上市は、農業協同組合、農業委員会、村上農業普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、村上市農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して村上市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

第2に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による経営発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。

これらの農地流動化に関しては、農家組合を中心とした土地利用調整を全市的に展開

し、集団化・連担化した集積条件で担い手へ農用地が集積されるよう、土地利用調整を図る。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の解消及び発生防止に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画の話合い等を通して合意形成を図りながら、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落農業の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落農業の組織化・法人化を推進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

第3に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合及び関連組織と連携を密にし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

第4に、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けとなっており、オペレーター育成、受委託促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態移行への誘導を図る。

第5に、市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場及び地域計画等の協議の場に女性の参加を呼びかける等、女性の農業経営や地域農業に関する方針策定等の協議の場への参加・協力を推進する。

また、集落農業による効率的かつ安定的な農業経営と小規模兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等、役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす。その他兼業農家等にも、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会

の支援による農地利用の認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努力することとし、市が主体となって、関係機関、関係団体の協力をもとに制度の積極的活用を図るものとする。

また、地域の面的な広がりを対象とした県営圃場整備事業、集落排水事業の実施についても、市全域において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施が農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

さらに、米の関税化、「食料・農業・農村基本法」の制定等、農業を巡る諸情勢の変化に的確に対応するため、認定農業者等経営体の確保、育成、それらへの農地利用集積を一層加速するとともに、それぞれの地域の実態に即した経営体に加え、集落営農組織など多様な担い手を中心とした効率的な営農体制（地域農業システム）の確立を進める。

5. 推進活動

本市は、村上市農業再生協議会において、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする若い農業者、生産組織等を対象に農業経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や農業経営管理の合理化、経営改善方策の提示等重点的指導や研修会の開催等を村上農業普及指導センターの指導の下に行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

村上市の近年の新規就農者は10人程度であり、過去10年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、村上市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、村上市においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を2年間で1割増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

村上市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800～2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得320～400万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者については、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた村上市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同じ。）による紹介、技術・経営面については村上農業普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 農業経営の指標

産業として成り立つ魅力ある農業を実現するためには、他産業並みの所得が得られる経営体を確保・育成することが重要である。

このため、基幹的従事者が、他産業並みの労働時間（年間1,800～2,000時間程度）で、他産業並みの所得（年間400～500万円程度）を確保できる、モデル的な経営指標として、主要な営農類型を例示すると次のとおりである。

また、主要な営農類型以外については、例示された営農類型以外にも基本構想に沿った多様な経営体を育成する。

この経営指標を達成するには、一定の米価水準を維持する必要があり、高品質・良食味米の生産とコスト低減に努め、販売戦略を確立し、有利販売につながなければならない。

[個別経営体：所得目標 800～1,240万円（主たる従事者1人当たり400～490万円）]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	1 水稲単一 [所得目標 840万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉	〈資本装備〉
		水稲 11.0ha	・作業場兼格納庫（50坪） 1棟
		加工用米 5.0ha	・パイプハウス（100坪） 1棟
			・トラクター（40ps） 1台
		〈経営面積〉	・乗用田植機（8条） 1台
		16.0ha	・コンバイン（4条） 1台
		自作地 1.5ha	・フォークリフト（1.5トン） 1台
		借地 14.5ha	・乾燥機（40石） 2台
			・軽トラック 1台
		〈作業受託〉	・玄米低温貯蔵庫 1台
共同防除 24.0ha	・精米機（200kg/hr） 1台		
	・色彩選別機（200kg/hr） 1台		
	・ドローン 1台		

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	2 水稲+ねぎ [所得目標 970万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水 稲 8.4 ha 加工用米 3.6 ha ね ぎ 1.0 ha 〈経営面積〉 13.0 ha 自作地 2.0 ha 借 地 11.0 ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・農業用井戸 (20m) 1式 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・堀取り機 1台 ・皮むき機 1台
	3 水稲+えだまめ [所得目標 850万] [従事者 2.0人]	〈作付面積〉 水 稲 8.4 ha 加工用米 3.6 ha えだまめ 1.5 ha 〈経営面積〉 13.5 ha 自作地 2.0 ha 借 地 11.5 ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・農業用井戸 (20m) 1式 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・豆播種機 1台 ・供給ホッパー 1台 ・ハーベスター 1台 ・選別機・袋詰機 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	4 水稻+ユリ [所得目標 930万] [従事者 2.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水 稻 8.4 ha 加工用米 3.6 ha ユリ切花 0.5 ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>12.5 ha 自作地 2.0 ha 借 地 10.5 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・パイプハウス (90坪) 5棟 ・かん水施設 1式 ・プレハブ冷蔵庫 (3坪) 1台 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ハウス加温機 (50,000kcal) 5台 ・ヒートポンプ (5馬力) 10台 ・管理機 (6ps) 1台 ・動力噴霧器 (3ps) 1台 ・溝堀り機 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユリは2.4回転。 ・土壌蒸気消毒機は部会で共同購入。

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	5 養豚＋水稲 [所得目標 830万] [従事者 2.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水稲 7.0ha 加工用米 3.0ha 養豚 50頭</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>10.0ha 自作地 1.5ha 借地 8.5ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・肉豚舎 (80坪) 1棟 ・繁殖分娩豚舎 (75坪) 1棟 ・コンポ (1/2リース) 1基 ・浄化槽 (1/2リース) 1基 ・堆肥舎 (1/2リース) 1棟 ・ショベルローダー (1/2リース) 1台 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・給餌器 (子豚) 17台 ・給餌器 (肉豚) 39台 ・自動給餌システム 2台 ・ガスブルーダー 23台 ・スクリーコンベア 1台 ・軽トラック 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥は全て自家利用。

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	6 肉用牛+水稲 [所得目標 800万] [従事者 2.0人]	〈飼養頭数、作付面積〉 肉用牛 50頭 水稲 6.3ha 加工用米 2.7ha 〈経営面積〉 9.0ha 自作地 1.5ha 借地 7.5ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・牛舎 (120坪) 1棟 ・堆肥舎 (30坪) 1棟 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1t) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ダンプカー (2トン) 1台 ・トラクター (31ps) 1台 ・牛衡器 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	7 酪農＋水稲 [所得目標 810万] [従事者 2.0人]	<p>〈飼養頭数、作付面積〉</p> <p>酪農 30頭</p> <p>水稲 3.5ha</p> <p>稲WCS 3.2ha</p> <p>草地牧草 3.0ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>9.7ha</p> <p>自作地 6.0ha</p> <p>借地 3.7ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎 (100坪) 1棟 ・育成牛舎 (17坪) 1棟 ・尿溜 (75㎡) ・堆肥舎 (1/2リース) (55坪) 1棟 ・収納庫 (18坪) 1棟 ・バークリーナ 1台 ・ミルカ 1台 ・バルククーラー 1台 ・自動給餌機 1台 ・トラクター (54ps・31ps) 2台 ・ショベルローダ (800kg) 1台 ・ダンプ (2トン) 1台 ・細霧システム 1式 ・中型ロールベール体系機械 1式 <p>〈その他〉</p> <p>・水稲は主食用3.5ha (CE出荷のみ)、稲WCS 3.2ha (借地)、牧草地3haを作付け。</p>
	8 肉用牛単一 [所得目標 840万] [従事者 2.0人]	<p>〈飼養頭数〉</p> <p>肉用牛 100頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 (211坪) 1棟 ・堆肥舎 (54坪) 1棟 ・ダンプカー (2トン) 1台 ・ローダー 1台 ・牛衡器 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	9 酪農単一 [所得目標 1,220万] [従事者 3.0人]	〈飼養頭数、作付面積〉 酪農 60頭 草地牧草 12.0ha 〈経営面積〉 12.0ha 自作地 3.0ha 借地 9.0ha	〈資本装備〉 ・成牛舎 (200坪) 1棟 ・育成牛舎 (35坪) 1棟 ・尿溜 (153m ³) ・堆肥舎 (93坪) 1棟 ・収納庫 (32坪) 1棟 ・バーククリーナ 1台 ・ミルクカ 1台 ・バルククーラー 1台 ・自動給餌機 1台 ・トラクター (54ps・31ps) 2台 ・ショベルローダ (800kg) 1台 ・ダンプ (2トン) 1台 ・細霧システム 1式 ・中型ロールベール体系機械 1式
	10 養豚単一 [所得目標 1,240万] [従事者 3.0人]	〈飼養頭数〉 養豚 120頭	〈資本装備〉 ・繁殖分娩豚舎 (210坪) 1棟 ・肉豚舎 (222坪) 1棟 ・コンポ (1/2リース) 1基 ・浄化槽 (1/2リース) 1基 ・堆肥舎 (1/2リース) 1棟 ・ショベルローダー (1/2リース) 1台 ・給餌器 (子豚) 46台 ・給餌器 (肉豚) 109台 ・自動給餌システム 6台 ・ガスブルーダー 63台 ・スクリュコンベア 2台 ・トラック 2台 ・軽トラック 2台 〈その他〉 ・水田は土地利用型農家などに委託

[組織経営体：所得目標 2,470～2,820 万円（主たる従事者 1 人当たり 400～440 万円）]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織経営体	11 水稻+大豆 [主たる従事者の給与報酬目標 410万] [従事者 6.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水稻 31.5 ha 加工用米 1.5 ha 大豆 12.0 ha</p> <p>〈経営面積〉 45.0 ha</p> <p>借地 45.0 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪分) 1棟 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・玄米低温貯蔵庫 4台 ・ドローン 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・大豆コンバイン 1台
	12 水稻+大豆+ねぎ [主たる従事者の給与報酬目標 400万] [従事者 7.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水稻 30.0 ha 加工用米 3.0 ha 大豆 12.0 ha ねぎ 1.0 ha</p> <p>〈経営面積〉 46.0 ha</p> <p>借地 46.0 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪分) 1棟 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・玄米低温貯蔵庫 4台 ・ドローン 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・掘取り機 1台 ・皮むき機 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織 経営 営 体	13 水稻+大豆+トマト [主たる従事者の給与報酬目標 430万] [従事者 6.0人]	〈作付面積〉 水稻 31.5ha 加工用米 1.5ha 大豆 12.0ha トマト 0.8ha 〈経営面積〉 45.8ha 借地 45.8ha	〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪分) 1棟 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・玄米低温貯蔵庫 4台 ・ドローン 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・大豆コンバイン 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織 経営 主体	14 水稻+ユリ切り花 [主たる従事者の給与報酬目標 440万] [従事者 6.0人]	<p>〈作付面積〉</p> 水 稻 23.0ha 加工用米 10.0ha ユリ 1.0ha <p>〈経営面積〉</p> 34.0ha 借 地 34.0ha <p>〈作業受託〉</p> 共同防除 7.0ha	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪分) 1棟 ・パイプハウス (100坪) 10棟 ・かん水施設 1式 ・プレハブ冷蔵庫 (3坪) 1台 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・玄米低温貯蔵庫 4台 ・ドローン 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・土壌蒸気消毒機 1台 ・ハウス加温機 (50,000kcal) 10台 ・ヒートポンプ (5馬力) 20台 ・トラック (1t) 1台 ・管理機 (6ps) 1台 ・動力噴霧器 (3ps) 1台 ・溝堀り機 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユリは2.4回転。

2. 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区 分	内 容
経営管理の方法	○家計部門を明確に区分し、パソコン等を活用し、農業部門だけで合理的・経済的な経営管理を行い、複式簿記・青色申告を実施
農業従事の態様	○家族経営協定の締結による就業環境等の整備 ○給料制、休日制の導入

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね8割を確保できるような農業経営の規模とする。

(2) このうちの、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品で「岩船産コシヒカリ」や「村上牛」などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用され農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業普及指導センターや農業協同組合、農業委員会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修や研修農場の紹介、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するため、地域内で孤立することがないように他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

更に、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行う。また、市補助金等についても有効に活用し、初期段階の不安定な経営をサポートする。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②地域計画の区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりやコミュニティづくりを、関係機関で協力して行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内に後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1. 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次（令和5年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用の集積等に関する目標を、概ね次のとおり設定して推進する。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	備考 (R5年度推計農用地)
村上市全体	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 6,537ha程度)	7,264ha
村上地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 999ha程度)	1,110ha
荒川地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 1,156ha程度)	1,285ha
神林地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 1,917ha程度)	2,130ha
朝日地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 2,034ha程度)	2,260ha
山北地区	経営体への集積 90%程度 (農地集積面積 431ha程度)	479ha

○農用地の利用の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の面的集積の割合を高める。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

(単位：客体数)

	効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標		
	個別経営体	組織経営体	
村上市全体	295	57	352
村上地区	57	6	63
荒川地区	71	13	84
神林地区	79	17	96
朝日地区	79	18	97
山北地区	9	3	12

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、市は、農業委員会、農業協同組合、村上市農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4-5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行など、特徴を十分踏まえて以下の方針に基づき農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ④ 農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

これら各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、県営圃場整備事業等による整備が進み、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業を重点的に実施し担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に地域計画等の協議の場における合意形成を通じて経営体

当への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足及び多発する遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体等に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法（法第18条第1項）、地域計画の区域の基準（法第19条第1項）その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。なお、地域計画が定められ及び公告されるまでの間は、改正前の利用権設定等促進事業に基づいて利用権設定等の手続きを行う。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は、近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場

合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ．農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する特例事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて、当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画にお

いて行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託にかかる利用権の設定等については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア．当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ．当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ．当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 市は、（5）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画にかかる利用権の存続期間（又

は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用関係の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整った時は、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整った時は、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を村上市長に報告する旨
 - ア. ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ. ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ. イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ. ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ. 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ. ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ. その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

- ア. 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ. 原状回復の費用の負担者
 - ウ. 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ. 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ. その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア. その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき
 - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき
 - ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき
- ② 市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア. 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき
 - イ. ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき
- ③ 市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の公報に掲載すること等により行う。
- ④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の

基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域計画等の地域協議の場における合意形成を通じて経営体等への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の

自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合には、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア．農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ．農用地利用改善事業の実施区域

ウ．作付地の集団化その他農作物の栽培改善に関する事項

エ．認定農業者とその他の構成員の役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ．認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係改善に関する事項

カ．その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実施方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域農業者等で組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定に基づき認定をする。

ア．農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ．農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ．(4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積を行なうものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあたっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度が周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(新潟県農林公社)等の指導、助言を求めてきたときは、村上市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者等の情報提供や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

4. 農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他関連施策との連携

市は、1から3までに掲げた事項の推進に当っては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、県営圃場整備事業等による農業生産基盤整備を通じて、水田の大区画化が進み、大型機械化一貫体系による作業能率の向上と、コントリーエレベーター、野菜出荷施設等の農業近代化施設の有効な利活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 市は、農業農村整備事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、大豆作等の望ましい経営の育成を図り、地域の土地利用の見直しを行い農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 市は、定住条件の整備を図り、農業の担い手確保に努める。

オ 市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当っては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、村上農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示した効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施を図るため、村上市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則 1. この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥ 関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用できると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採算放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定められる日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその増やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときはその農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ</p>	Iの③に同じ	Iの④に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基礎	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は、所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われた時は、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないう場合は、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>